

## 議案第20号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改  
正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部  
を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62  
年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第3条」を「第13条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正に伴い、  
所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。